

受付印	令和 年 月 日	※処理事項 市長殿				発信年月日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
						通信日付印	確認					
								申告年月日			令和 年 月 日	
(フリガナ) 氏名又は称		住所 又は 所在地	本店	〒	(電話)	事業種目						
個人番号又は 法人番号			支店	〒	(電話)	資本金の額又は 出資金の額	兆 十億 百万 千円					
(フリガナ) 法人の代表者氏名						所轄税務署名	税務署					
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 事業年度又は課税期間						申告書	この申告に 応答する者の 氏名	(電話)				

資産 産 割	事業所	算定期間を通じて使用された事業 所床面積	①		m ²	従 業 者 割	従業者給与総額	⑫	十億 百万 千 円
	床面積	算定期間の中途において新設又は 廃止された事業所床面積	②		m ²		非課税に係る従業者給与総額	⑬	円
		非課税に係る	①に係る非課税床面積	③			m ²	控除従業者給与総額	⑭
	事業所床面積	②に係る非課税床面積	④		m ²		課税標準となる従業者給与 総額 (⑫－⑬－⑭)	⑮	円 0 0 0
		控除事業所	①に係る控除床面積	⑤			m ²	従業者割額 (⑮× $\frac{0.25}{100}$)	⑯
	床面積		②に係る控除床面積	⑥			m ²	既に納付の確定した従業者割額	⑰
		課税標準と なる事業所	①に係る課税標準となる 床面積(①－③－⑤) × $\frac{\text{□}}{12}$	⑦			m ²	資産割額と従業者割額の合計額 (⑩＋⑰)	⑱
	床面積		②に係る課税標準となる床面積	⑧		m ²	既に納付の確定した事業所税額 (⑱＋⑰)	⑲	円 0 0
				課税標準となる床面積合計(⑦＋⑧)	⑨		m ²	この申告により納付すべき事業所 税額 (⑱－⑲)	⑳
	資産割額 (⑨×600円)	⑩	十億 百万 千 円	備考					
既に納付の確定した資産割額	⑪		円	関与税理士氏名	(電話)				

第44号様式記載要領

- 1 この申告書は、事務所又は事業所(以下「事業所等」という。)所在地の市長に1通提出すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 「法人の代表者氏名」の欄は、この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者が記名すること。
- 5 「住所又は所在地」の欄は、本店の所在地及び 市の区域内の事業所等が支店の場合は主たる支店の所在地を併記すること。
- 6 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載すること。
なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付すること。
- 7 「資本金の額又は出資金の額」の欄は、期末現在における資本金の額又は出資金の額を記載すること。
- 8 「事業所税の 申告書」は、次により記載すること。
 - (1) 法第701条の46又は法第701条の47の申告の場合は、記載しない。
 - (2) 法第701条の49の申告の場合は、「修正」
- 9 ①及び②の欄は、別表1(事業所等明細書)の「1 算定期間を通じて使用された事業所等」又は「2 算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等」に係る事業所床面積の合計で①又は②に対応するそれぞれの数値を記載すること。
- 10 ③及び④の欄は、別表2(非課税明細書)の㊦の合計(事業所等が2以上の場合はこれらの合計とする。)で③又は④に対応するそれぞれの数値を記載すること。
- 11 ⑤及び⑥の欄は、別表3(課税標準の特例明細書)の㊧の合計(事業所等が2以上の場合はこれらの合計とする。)で⑤又は⑥に対応するそれぞれの数値を記載すること。
- 12 ⑦の欄は、課税標準の算定期間(以下「算定期間」という。)が12月に満たない場合は(①－③－⑤)の床面積に $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ を乗じて得た床面積の合計を記載すること。
- 13 ⑧の欄は、次に掲げる事業所等に応じ、それぞれに対応する(②－④－⑥)の床面積(算定期間が12月に満たない場合は $\frac{\text{算定期間の月数}}{12}$ を乗じて得た床面積とする。)にそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た床面積を記載すること。
 - (1) 算定期間の中途において新設された事業所等((3)を除く。)
$$\frac{\text{新設の日の属する月の翌月から算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
 - (2) 算定期間の中途において廃止された事業所等((3)を除く。)

算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数

算定期間の月数

- (3) 算定期間の中途において新設され、かつ、廃止された事業所等

新設の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数

算定期間の月数

- 14 ⑫の欄は、別表1の従業者給与総額④の合計を記載すること。
- 15 ⑬の欄は、別表2の非課税従業者給与総額⑤の合計を記載すること。
- 16 ⑭の欄は、別表3の控除従業者給与総額⑥の合計を記載すること。
- 17 ⑮の欄は、課税標準となる従業者給与総額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。
- 18 ⑯及び⑰の欄は、資産割及び従業者割の合計の税額に100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てること。